

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、魚沼市財務規則（平成１６年魚沼市規則第４９号。以下「財務規則」という。）第１３８条の規定に基づき公告します。

令和８年５月１５日

魚沼市長 内 田 幹 夫

１ 入札に付する事項等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 番 号 | 令8現建橋工第3号 |
| (2) 件 名 | 市道滝之又旧道2号線 才之神橋補修工事 |
| (3) 履行場所 | 魚沼市 小平尾 地内 |
| (4) 履行期間 | １００日間 |
| (5) 概 要 | 橋梁補修工
伸縮装置補修工 L=12.4m(A1・A2)
塗装塗替工 A=1m2（支承） |
| (6) 開札日時 | 令和８年５月２８日（木） ※午前9時以降 |
| (7) 電子入札 | 本件は電子入札対象案件です。参加資格確認申請書及び入札書の提出等は魚沼市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行ってください。 |
| (8) 設計図書等 | 新潟県入札情報サービスにて配布します。（ただし、サービス運用時間外を除きます。） |
| (9) 予定価格 | 事後公表 |
| (10) 制限価格 | あり |
| (11) 入札保証金 | 免除（魚沼市財務規則第１２８条第２号） |
| (12) 契約保証金 | 契約金額の１０％に相当する額（魚沼市財務規則第１２９条の規定により免除される場合があります。） |
| (13) 代金の支払 | ①前金払 できる
②中間前金払 できる
③部分払 できる
※契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択していただきます。
中間前金払と部分払は合わせて請求できませんのでご注意ください。 |
| (14) 内訳書の提出 | 必要 |
| (15) そ の 他 | なし |

2 入札参加資格要件

(1)	単体又は 企業体の別	単体
(2)	工種	土木一式工事
(3)	格付又は 評点	・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第62号。以下「審査規程」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された【土木一式工事】における総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級が、A等級、B等級又はC等級であるもの
(4)	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの、又は当該工事の工種で特別認定市内業者の認定要件を満たす者（認定要件を確認できる書類を提出すること）。
(5)	実績要件	なし
(6)	配置技術者	・建設業法第26条による。
(7)	共通事項	・審査規程第2条第1項の規定に基づき競争入札等の参加資格が認められたもので、同条第2項各号に該当しないもの
(8)	その他	・特別認定市内業者の方は「特別認定市内業者の認定要件確認書」を提出してください。

注) 入札参加資格は、入札参加申込日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとします。

3 入札参加の手続

- (1) 入札参加申請 令和8年5月15日（金）午前 9 時 00 分から令和8年5月20日（水）午後 4 時 00 分までに参加資格確認申請書を提出してください。ただし、電子入札システム休止期間を除きます。
※添付書類 該当する場合は上記2(8)及びその添付書類を各1部、しない場合は添付書類省略届
- (2) 提出先 電子入札システムにより提出してください。
- (3) 入札参加資格の決定 令和8年5月25日（月）正午までに電子入札システムにより通知します。
- (4) 入札書受付期間 令和8年5月25日（月）午後1時から令和8年5月27日（水）午後4時まで。ただし、電子入札システム休止期間を除きます。

4 その他

- (1) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 落札者の決定 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 入札時の注意事項
- ① 入札参加申請後であっても入札を辞退できます。この場合はあらかじめ電子入札システムから辞退の申請をしてください。
 - ② 本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定してありますので、最低制限価格未満の入札は無効とします。この場合において、無効入札をした者は、再入札に加わることはできません。
 - ③ 本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札等、財務規則第148条に規定する入札は無効とし、当該入札をした者は、再入札に加わることはできません。
 - ④ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
 - ⑤ 入札で落札者がいない場合、1回に限り再入札を行います。再入札の日程等は電子入札システムにより確認してください。再入札においても落札者がいない場合、予定価格と最低入札者の価格の差が僅少のときは、最低入札者と協議のうえ随意契約を締結する場合があります。
 - ⑥ 本件は電子入札対象案件のため、入札書の提出は原則として電子入札システムを用いての提出となりますが、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に持参または書留郵便により提出してください。郵送により提出した場合は、再度入札に参加することはできません。
提出場所 〒946-8601 魚沼市小出島910番地 魚沼市役所 総務政策部財務課契約係
- (4) 設計図書及び仕様書等に関する質問及びその回答
- ① 設計図書及び仕様書等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ照会期限までに提出してください。
 - ② 照会期限 令和8年5月21日（木） 午後5時まで
 - ③ 照会先 産業経済部 建設課 維持係
電話：025-793-7990 FAX：025-793-1016
 - ④ 回 答 ※質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載してください。
受け付けた質問と回答については、令和8年5月25日（月）
午後5時までに全入札参加申請者へ通知します。

(5) その他

※下請契約等における市内業者への優先発注等について

市では、かねてより建設工事等の発注に当たって、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の確保を図っているところです。

つきましては、本件入札参加者におかれましては、下記事項に特段のご配慮をお願いいたします。

ア 下請発注における市内業者の活用

下請発注においては、市内業者を優先して活用するように努めてください。

イ 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注においては、適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守してください。

ウ 建設資材の購入や建設機器の借入れする場合

施工に必要な建設資材の購入や建設機械を借入れする場合などは、市内業者を優先して活用するよう努めてください。